

報告事項 2

帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルールの方針）について

1 はじめに

北区ではこれまで、首都直下地震等の際に発生が予想される帰宅困難者に対応するため、昨年度末に、東京都帰宅困難者対策基本方針を策定し、「公助」のみではない、「自助」、「共助」を含めた総合的な取り組みを進めてきた。



2 ルール策定の目的

発災後における協議会の円滑で速やかな行動を実現することを目的に、基本方針に基づき、今年度は、王子駅周辺を対象とした「具体的な行動ルール」を策定した。

※駅前滞留者対策協議会とは

北区では、駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、鉄道事業者、駅周辺事業者、その他関係機関を構成員とする「駅前滞留者対策協議会」を王子駅、赤羽駅、田端駅の3駅を対象に設置し、例年、協議会による訓練、一時滞在施設の確保や駅前滞留者の抑制に係る啓発活動に努めている。

報告事項 2

帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルールの策定）について

今年度の協議会活動

令和6年 8月 王子駅前滞留者対策協議会

10月 3駅合同協議会

12月 3駅合同協議会（実動訓練）

令和7年 2月 3駅合同協議会（行動ルール策定）

■ 合同協議会による実動（現地本部設置）訓練

実施日：令和6年12月5日（木）

実施場所：北とぴあ16階会議室、1階区民プラザ

訓練内容

- 災害対策本部運営訓練（16階会議室）
 - ・災害対策本部の設置 など
- 現地本部設置訓練（1階区民プラザ）
 - ・協議会の集合、現地本部の設置・運営 など



災害対策本部運営訓練



現地本部開設訓練

みんなで創る。

北区新時代!

報告事項 2

帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルール of 策定）について

王子駅前滞留者対策行動ルール 表紙・目次

（帰宅困難者対策） 王子駅前滞留者対策 行動ルール

【目次】

1.	ルール策定の目的	1
2.	王子駅周辺における地域特性	3
3-1.	現地本部参集基準	4
3-2.	現地本部参集判断の考え方	5
3-3.	現地本部の活動フロー	6
3-4.	現地本部の活動内容	7
3-5.	現地本部の活動の留意事項	11
3-6.	現地本部各班の活動	12
3-7.	現地本部設置場所・イメージ	13
3-8.	現地本部備品一覧	15
3-9.	滞留者支援マップ	16
4.	巻末資料	17

令和7年2月
王子駅前滞留者対策協議会
北区 危機管理室

3-1. 現地本部参集基準

王子駅前滞留者対策協議会は次の基準に則り、滞留者対策に向けた活動を開始する。

【現地本部の設置・参集基準】

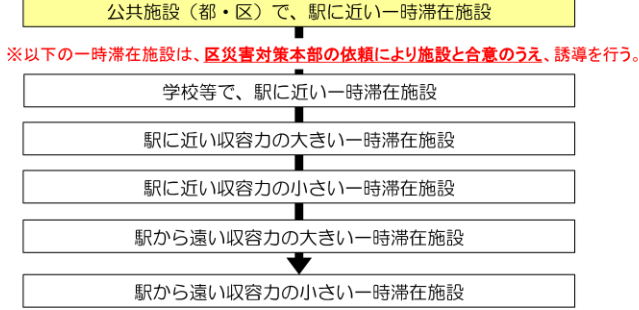
- ・現地本部設置の：大規模な地震その他の災害の発生に伴い、鉄道・路線バス等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見通しが無い状況が発生した場合
- ・現地本部設置：① 区災害対策本部が設置を必要とする場合
② 区災害対策本部が王子駅前滞留者対策協議会の構成員から要請を受けた場合
上記①または②により、原則、区災害対策本部が王子駅前滞留者対策協議会会長と協議し、設置の決定を行う。
- ・参集者：王子駅前滞留者対策協議会の構成員のうち、産業関係団体・金融機関・駅周辺商業施設において、1名以上を派遣する※1
- ・参集基準：現地本部の設置が決定し、区災害対策本部よりメール連絡網※2（もしくは北区防災アプリのコミュニティ機能による連絡）により連絡を受けた場合。
連絡がない場合は、次ページフロー図により自動参集とする。
- ・参集場所※3：第1候補地・北とびあ1階 区民プラザ
第2候補地・北とびあ前広場
- ・参集の目標時間：発災から3時間

※1：各事業者・各組織は、あらかじめ複数の参集候補者を定めておき、可能な限り参集の目標時間内に参集場所へ1名以上を向かわせる。
※2：緊急連絡網または協議会により決まった連絡手段による。
※3：仮に参集場所が建物の倒壊等により使用できない場合、関係者で状況を確認の上、駅周辺で、天候に配慮した新たな参集場所を検討する。

王子駅前滞留者対策行動ルール P 4

3-4. 現地本部の活動内容

<一時滞在施設の誘導の考え方>



<王子駅周辺の一時滞在施設一覧（誘導の考え方順）>

No	施設名	住所	駅からの距離
1	（区）北とびあ	王子1-11-1	500m以内
2	（都）王子総合高等学校	滝野川3-54-7	500m～1km
3	（都）東京都障害者総合スポーツセンター	十条台1-2-2	1km～1.5km
4	トヨタモビリティ東京株式会社王子店	堀船1-14-11	500m以内
5	川田工業株式会社	滝野川1-3-11	
6	J&Terrace（ジェイトラス）	上十条2-27-1	1.5km～2km

※1 一番左にある列の数字は、次ページの図中番号と対応。
※2 平時の混乱を避けるなどの理由で、非公表の施設がある。非公表の一時滞在施設については、発災の際に公表する。

王子駅前滞留者対策行動ルール P 9

報告事項 2

帰宅困難者対策（王子駅前滞留者対策行動ルール of 策定）について

3-5. 現地本部の活動の留意事項

曜日、時刻により滞留者対策の状況が異なるため、その状況を踏まえて行動することとする。

＜曜日、時刻によるパターン別シナリオ＞

発災時刻	日 中 (早朝から夕方)	夜 間 (17時頃から終電)	深夜から早朝 (終電から始発、概ね0時から朝5時)
平日	■パターン1 ①滞留者 少ない ②帰宅困難者 帰宅抑制により発生する 可能性が低い ③協議会 構成員が集まりやすい ④現地本部設置場所 利用可 ⑤一時滞在施設 利用可	■パターン2 ①滞留者 多い ②帰宅困難者 就学・就業時間後のため、 発生する可能性がある ③協議会 構成員不在の可能性ある ④現地本部設置場所 利用可 (開館している場合は、す ぐに利用できない可能性 がある) ⑤一時滞在施設 公共施設は利用可 (学校施設は、すぐに利用 できない可能性がある。そ の他、民間施設は利用でき ない可能性がある)	■パターン4 ①滞留者 少ない ②帰宅困難者 発生する可能性が低い ③協議会 構成員不在の可能性が高い ④現地本部設置場所 施設が開館しており、す ぐに利用できない可能性あ る ⑤一時滞在施設 公共施設(学校を除く)は、 時間を要するが利用可。 (民間施設は利用不可)
土曜 日曜 祝日	■パターン3 ①滞留者 非常に多い ②帰宅困難者 区内外問わず、非常に多く発生する可能性がある ③協議会 構成員不在の可能性ある ④現地本部設置場所 利用可 ⑤一時滞在施設 公共施設は利用可 (但し、学校施設はすぐに利用できない可能性がある) 民間施設については、営業形態によって異なる		▼ 帰宅困難者対策の必要 性は少ないと考えられ るが、状況により(※) 本部を設置し、行動ル ールに基づき活動 ※現地本部設置が決定し た場合 ※参集基準の「発災から 3時間」は、適用しな い。参集時間は、連絡 網で連絡する。

○上記表中「現地本部設置場所」は、北とびあを想定

王子駅前滞留者対策行動ルール P 11

◆行動ルールの扱いについて

本行動ルールについては、区ホームページ等で公開することから、非公表の一時滞在施設の情報は記載していない。(協議会員には非公表情報を記載したものを配付)

◆今後の予定

令和7年度は、赤羽駅・田端駅を対象に、それぞれ行動ルールを策定する。また、王子駅では行動ルールに基づいた参集・通信訓練を予定。

